# グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の 政策措置に関する提案

小立 敬

## 要約

- 1. 保険監督者国際機構(IAIS)は2012年10月17日、グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)に関する市中協議文書を公表した。IAISは、2012年5月にG-SIIsを特定するための評価手法の提案を行っており、今回公表された市中協議文書は、特定されたG-SIIsを対象にどのような規制の強化を図るかというG-SIIsに対する政策措置に関して提案を行うものである。
- 2. G-SIIsに対する政策措置は、金融安定理事会(FSB)によるシステム上重要な金融機関 (SIFIs)への対処を図るSIFIs政策に基づいている。G-SIIs政策の特徴は、伝統的な保 険業務には本質的にシステミック・リスクをもたらすシステム上の重要性は存在せず、 非伝統的・非保険業務および相互連関性がシステミック・リスクをもたらすことを前 提としている点である。
- 3. G-SIIsに対する政策措置としてIAISは、 監督の強化、 実効的な破綻処理、 より高い損失吸収力(HLA)を挙げる。監督の強化には、非伝統的・非保険業務の伝統的保険業務からの分離を含む「システミック・リスク削減計画」(SRRP)の策定が含まれる。また、実効的な破綻処理としては、FSBの「主要な特性」に規定する再建・処理計画(RRP)の策定が要求され、レゾルバビリティ・アセスメントが実施される。G-SIIsの破綻の可能性を引き下げる追加的な資本バッファーとしてのHLAについては、非伝統的・非保険業務を行うエンティティを対象に適用され、それが不十分な場合にはグループ・レベルでHLAが求められる。
- 4. IAISは、2013年4月に最初のG-SIIsを特定する方針を明らかにしている。G-SIIsに特定されるとSRRPの策定が求められ、2019年1月からHLAが適用される。今後の注目は、まずはG-SIIsリストであろう。わが国の生命保険会社、損害保険会社が含まれるのかどうかが注目される。

# . IAIS による市中協議文書の公表

保険監督者国際機構(IAIS)は 2012 年 10 月 17 日、「グローバルなシステム上重要な保険会社:政策措置案」と題する市中協議文書を公表した<sup>1</sup>。IAIS は、2012 年 5 月にグローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)を特定するための評価手法として、 規模(size)、グローバル業務(global activity)、 相互連関性(interconnectedness)、 非伝統的・非保険業務(non-traditional and non-insurance)、 代替可能性(substitutability)という 5 つの指標に関するスコアリングを基に G-SIIs を特定する指標ベース評価アプローチの提案を行っている<sup>2</sup>。一方、今回公表された市中協議文書は、特定された G-SIIs を対象にどのような規制の強化を図るかという G-SIIs に対する政策措置に関して提案を行うものである。

G-SIIs に対する政策措置は、2011 年 11 月のカンヌ・サミットで最終合意された金融安定理事会(FSB)のイニシアティブによるシステム上重要な金融機関(SIFIs)への対処を図る SIFIs 政策に基づいている<sup>3</sup>。IAIS は SIFIs 政策の主なものとして、 より密度が高く当局間の協力が図られた SIFIs の監督、 金融システムを不安定化させず、納税者を損失のリスクにさらすことなく、秩序だった方法によって SIFIs を破綻処理する当局の能力の向上、 SIFIs がグローバルな金融システムにもたらすより大きなリスクを反映したより高い損失吸収力(=資本サーチャージ)の要求、 各国当局が決定するその他の補完的なプルーデンシャル規制(健全性規制)その他の措置を挙げている。

IAIS は、G-SIIs 政策の目標として、モラル・ハザードの削減と G-SIIs の無秩序な破綻から生じる負の外部性の削減を掲げる。そのための政策措置として、 G-SIIs がストレスを抱えた状況または G-SIIs の破綻の可能性とその影響を削減することで、無秩序な破綻が生じた場合でも予想される金融システムへの影響を削減すること、 システム上の重要性を引き下げるインセンティブを与え、非 G-SIIs が G-SIIs になるインセンティブを削ぐこと、個々の保険会社に G-SIIs のステイタスをもたらす原因と結びつけることを挙げる。

IAIS による G-SIIs 政策の最大の特徴は、伝統的な保険業務には本質的にシステミック・リスクをもたらすシステム上の重要性は存在せず、非伝統的・非保険業務および保険会社の金融システムとの相互連関性がシステミック・リスクをもたらすことを前提としている点である。したがって、G-SIIs 政策の焦点は、保険会社の非伝統的・非保険業務と相互連関性に当てられている。そのことは、すでに提案されている G-SIIs の特定に利用される指標ベース評価アプローチにおいて、非伝統的・非保険業務と相互連関性のウエイトが他の項目よりも相対的に高く設定されている点でも確認できる4。

International Association of Insurance Supervisors, "Global Systemically Important Insurers: Proposed Policy Measures," 17 October 2012.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> G-SIIs を特定する評価手法に関しては、小立敬「グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)を特定するための手法に関する提案」『野村資本市場クォータリー』2012年夏号(ウェブサイト版)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> FSB はカンヌ・サミットの合意を受けて、「システム上重要な金融機関に対処するための政策手段」(Policy Measures to Address Systemically Important Financial Institutions)を公表している。

<sup>4 5</sup> つの指標のうち、規模、グローバル業務、代替可能性の指標ウエイトを 5~10%としているのに対して、非伝統的・非保険業務は 40~50%、相互連関性は 30~40%に設定することを提案している(前掲注 2 を参照)。

G-SIIs に対する政策措置として、IAIS は以下の措置を提案している。

- 監督の強化 国際的に活動する保険グループ (internationally active insurance group) には、IAIS による「国際的に活動する保険グループの共通フレームワーク (ComFrame) を適用。また、G-SIIs に対しては、監督当局はグループ全体の流動性リスク管理の強化、特に非伝統的・非保険業務の流動性リスク管理の強化を要求。 さらに、システム 上の重要性を削減するために必要な措置として、非伝統的・非保険業務の伝統的保険業務からの分離を含む「システミック・リスク削減計画」(systemic risk reduction plan; SRRP)の策定を要求し、分離後はそれぞれのエンティティの自立(self-sufficiency)を要求
- 実効的な破綻処理 FSB の「主要な特性」が G-SIFIs を対象に要求する、 危機管理グループ (crisis management group; CMG) の設置、 再建・処理計画 (recovery and resolution plan; RRP) の策定、 レゾルバビリティ・アセスメント (resolvability assessment)の実施、 金融機関固有のクロスボーダーの協力のための取り決めの策定を G-SIIs に適用する際には、保険会社に固有の要素に配慮<sup>5</sup>
- より高い損失吸収力 G-SIIs の破綻の可能性を引き下げる追加的な資本バッファーとしての「より高い損失吸収力」(higher loss absorption capacity; HLA)を以下のステップで適用
  - i) ステップ 1 G-SIIs が非伝統的・非保険業務を伝統的保険業務から実効的に分離したことが証明された場合、非伝統的・非保険業務を行うエンティティを対象とするターゲット HLA を適用
  - ii) ステップ 2 非伝統的・非保険業務を分離しているか否かにかかわらず、グループ・レベルでの HLA が必要かどうかを評価。グループ全体の監督当局は、非伝統的・非保険業務エンティティに対するターゲット HLA が十分かどうかを判断し、不十分な場合にはグループ・レベルで HLA の増加を要求
  - iii) なお、ステップ 2 の代替措置として IAIS は、ターゲット HLA やその他の措置(禁止および制限を含む)にシステム上の重要性を許容できる水準にまで削減する効果が認められた場合、グループ全体の HLA が必要かどうかの検討を行っており、2013 年までに HLA の検討を完了する予定

IAIS としては、2013 年 4 月に最初の G-SIIs を特定し、それを公表する予定を明らかにしている(図表 1)。G-SIIs リストは、バーゼル委員会による G-SIBs リストと同様に毎年 11 月に見直しが行われ更新される。そして、監督の強化(SRRP の策定を含む)、実効的な破綻処理に関する措置については、G-SIIs に特定された直後から適用を始めるとしており、特定から 18 ヵ月以内に SRRP やその他の措置を完了するよう求めている。監督当局による

\_

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> FSB の「主要な特性」は、金融機関の破綻処理制度の新たな国際基準として位置づけられている(FSB, "Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions," October 2011 )。

図表 1 G-SIIs 政策の適用スケジュール

	スケジュール
2013年4月	最初のG-SIIsの特定(毎年11月に見直し)
2013年以降	監督の強化、実効的な破綻処理の措置の適用開始
2013年末	HLA措置の最終化
特定から12ヵ月後	CMGの設置
特定から18ヵ月後	SRRPの完成、その他の破綻処理に関する措置の完了
特定から36ヵ月後	SRRPの適用に関する評価
2019年1月	2017年11月に特定されたG-SIIsに対するHLAの適用

(出所) IAIS 資料より野村資本市場研究所作成

SRRPの適用状況に関する評価は2016年から始まり、HLAに関しては、SRRP評価後の2017年以降に特定されたG-SIIsを対象に2019年から適用を始める考えを明らかにしている。 以下では、G-SIIsの政策措置を提案するIAISの市中協議文書の概要を紹介する。

# . 監督の強化

#### 1.監督強化の基礎

G-SIIs の監督の強化に関して IAIS は、リスクに見合った規制とし、より多くの監督資源を割り当て、既存の監督ツールを強力に利用することであるとする。G-SIIs の監督強化には、連結ベースによるグループ全体の監督アプローチが含まれ、破綻の可能性や破綻の影響を削減するために個々のリスク・プロファイルとリスクの集中に焦点が当てられる。

監督強化に関する IAIS の政策アプローチでは、 すべての保険会社に適用される監督の基本原則である IAIS による「保険コア・プリンシプル」、 G-SIIs かどうかにかかわらず国際的に活動する保険グループを対象に監督規制のグローバルなコンバージェンスを促すIAIS の「ComFrame」(ただし、ComFrame ではシステミック・リスクの対処には焦点は置かれていない)、 G-SIIs は一般に保険グループを構成し、非伝統的・非保険業務を行っていることを踏まえたグループ全体の監督への焦点、 SIFIs 政策を構成する FSB の「SIFI 監督の密度と実効性」が基礎となる<sup>6</sup>。そして、G-SIIs の監督強化における具体的な措置として、流動性に係る措置と SRRP を提示している。

## 2.流動性のプランニング、マネジメント

IAIS は、監督当局が G-SIIs に対してグループ全体の流動性リスク、特に非伝統的・非保険業務および相互連関性の主要なチャネルに関わる流動性リスクを管理することを目的に適切な措置を設けることを求めている。具体的には、通常時およびストレスを受けた状況の下で流動性リスクを管理するための文書化された戦略・方針の策定が G-SIIs に要求され

\_

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> FSB, "Intensity and Effectiveness of SIFI Supervision: Recommendations for Enhanced Supervision," 2 November 2011.

る<sup>7</sup>。そして、流動性リスク管理方針において、以下の内容を含むことを求めている。

- 流動性管理のベース(例えば、地域ごとか集中化されているか)
- 許容可能な流動性リスクに影響をもたらす集中化の程度
- 流動性リスクおよび格下げに伴う格付トリガーの潜在的影響に関する負債の管理方針
- 市場性がある資産または現金化可能な資産の役割
- 全外貨の流動性ニーズと個別通貨の流動性ニーズの管理方法
- 市場アクセスの管理方法
- 流動性リスク最小化のためのデリバティブの利用(潜在的な担保要求、マージン・コールを含む)
- 日中流動性の管理(非伝統的・非保険業務を行っている場合)

#### 3 . SRRP

当局は、FSBの「主要な特性」が要求する RRPの策定に加えて、システム上の重要性を 削減するための SRRP の策定を個々の G-SIIs に対して求める。 SRRP では、実行可能かつ 適切な場合には、システム上重要な非伝統的・非保険業務を伝統的保険業務から実効的に 分離することを要求し、特定のシステム上重要な業務の制限または禁止、その他の措置を 講じることを求める。 SRRP が策定された後、当局は SRRP の適用状況のモニタリングを 行うこととなる。

#### a) 非伝統的・非保険業務の分離

非伝統的・非保険業務の分離は、G-SIIs のストラクチャーに焦点を当てるものであり、 その透明性、自立性、レゾルバビリティ(=破綻処理の実行可能性)をより向上させる事 前(ex-ante)の政策措置である。IAIS は、非伝統的・非保険業務の分離として、以下の措 置を掲げている。

- 非伝統的・非保険業務は、 ストラクチャー上自立し、かつ、 金融面で自立した伝 統的保険業務から分離されたリーガル・エンティティで実施
  - i) ストラクチャー上の自立とは、自立したリーガル・エンティティが他のグループ内のエンティティに影響を与えることなくリング・フェンス(または清算)されること。エンティティの分離に加えて、例えば、保証(特に無制限の保証、親会社・兄弟会社に対する保証、資本のギアリングを目的とするグループ内取引)やクロス・デフォルト条項を含む問題のある非伝統的・非保険業務のグループ内取引については、禁止または少なくとも監視・制限すること
  - ii) 金融面での自立とは、システム上重要と判断されたリーガル・エンティティ、 G-SIIs に対して経済的に十分な資本を手当てすること。それによって、特定のリ

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> IAIS は、ストレスを受けた状況の下では市場参加者や顧客の予想される行動を考慮に入れなければならないとしている。

ーガル・エンティティの過小資本および「補助金」(subsidy)を許容するストラクチャーを回避

- 非伝統的・非保険業務を行うエンティティに便益を与える資本やファンディングにお ける「補助金」は禁止
- ストラクチャー上の自立および金融面での自立は、SRRP を適用する間に当局が監視 し、確認

なお、IAIS は、非伝統的・非保険業務の分離を通じて、G-SIIs が非規制エンティティを つくらないようにすべきとしている。非伝統的・非保険業務を分離した後のいずれのエンティティも連結ベースのグループ全体の監督の下で実効的に直接規制されることを求めている。

IAIS は、非伝統的・非保険業務の分離によって、 伝統的保険業務は非伝統的・非保険業務からより強固に保護され、伝統的オペレーションの小さい G-SIIs でさえ、伝統的保険業務の質と強靭性が保護されること、 RRP とは異なり、G-SIIs のレゾルバビリティはストラクチャーの面で事前に改善が図られること、 (ターゲット HLA とともに)非伝統的・非保険業務がストレスを受けまたは破綻した場合に予想される影響は、金融システムに影響を与えないレベルにまで引き下げられることという効果を挙げる。

#### b) 制限および禁止

IAIS は、制限および禁止は非伝統的・非保険業務および相互連関性に最も効果的に適用され、単独またはその他の政策措置と合わせて適用することが可能であるとする。制限および禁止は、G-SIIs の特定のリーガル・エンティティに焦点を当てて適用されるか、または特定のシステミックな非伝統的・非保険業務あるいは会社全体に相互連関性をもたらす業務に適用される。制限および禁止には多様なオプションがあり、業務を直接的に禁止・制限することから、システム上重要な業務を行うことに対する負のインセンティブ付けやコストの内部化といった措置があると指摘し、具体的には以下の措置を挙げている。

- システム上重要な業務の直接的な禁止または制限
- システム上重要な業務のファンディングまたはサポートのための取引の事前承認規制
- システム上重要な業務に係るリスクの分散、拡散の要求
- (規制資本の計算上)伝統的保険業務とその他の業務の間の分散効果を制限、禁止<sup>8</sup>

IAIS は、制限および禁止を通じて、 G-SIIs におけるシステム上重要な業務から生じる 破綻の可能性とその影響を減じ、 業務の性質を踏まえてシステム上重要な業務を削減ま たは制限し、 システム上重要な業務を行うインセンティブを抑えることで、G-SIIs がシ

<sup>》</sup>かかる措置について IAIS は、全体的な資本ポジションを改善し、それにより HLA を提供するものであると捉えている。分散効果の制限または禁止は、実務的には最終親会社のレベルか、非伝統的・非保険業務に関わる中間持株会社またはエンティティのレベルで適用されるとしている。

ステム上重要な業務を削減または制限するように促し、G-SIIs 以外の保険会社がシステム上重要な業務を行わないようにするという効果を挙げている。

#### 4. 実効的な破綻処理

IAIS は、G-SIIs の実効的な破綻処理の目標として、 深刻なシステム上の混乱と納税者 負担を回避しながら G-SIIs の破綻処理を行うことを確保すること、 清算手続き上の債権 等の優先順位を踏まえながら、株主および無担保債権者が損失を負担するメカニズムを通じて必要不可欠な経済機能を保護すること、 保険契約者保護の措置はできる限り有効なものとすること、 不必要な価値の混乱を避け、存続不可能な G-SIIs は秩序だった方法で市場から退出させること、 スムーズな破綻処理の障害を特定し取り除くことを挙げる。 これらの目標は、FSB の「主要な特性」が実効的な破綻処理制度の目標として掲げているものとほぼ一致している。

「主要な特性」は、G-SIFIs を対象に適用すべき一連の要件を定めている。したがって、G-SIFIs として位置づけられる G-SIIs にも、 CMG の設置、 RRP の策定、 レゾルバビリティ・アセスメントの実施、 金融機関固有のクロスボーダーの協力の取り決めが適用される。IAIS は、これらの措置を G-SIIs に適用することに同意する一方、その場合には保険会社に特有の要素を考慮する必要があると考えており、以下の要素に配慮する必要があるとしている。

- 伝統的保険業務から非伝統的・非保険業務を分離するための計画および段階
- 伝統的保険業務を行うエンティティの破綻処理の一貫として、ポートフォリオの包括 移転やランオフ(既存契約保全)を利用する可能性
- 多くの法域における保険契約者を保護・保証する制度の存在

# . 追加的な資本バッファーの適用

#### 1.HLAの目的、適用時の留意点

すべての G-SIIs には、グローバルな金融システムに与えるより大きなリスクを考慮して、HLA、つまり規制資本に対する上乗せとしての資本バッファーが適用される。HLA の狙いについて IAIS は、 より低い確率で生じる一方で大きな影響をもたらすイベントに対する強靭性の強化、 健全性へのリスク顕在化に対応する時間を得るための非 G-SIIs よりも早期の監督上の介入、 G-SIIs のステイタスから生じる暗黙のまたは明示的なファンディング上の「補助金」の相殺を挙げる。

IAIS は HLA を適用する際の留意点として、バーゼル委員会の自己資本規制が存在する銀行セクターとは異なり、保険会社にはグローバルなソルベンシー規制が存在しないことから、特にグループ全体の HLA を要求する場合には法域間の相違の問題がより大きく影

響し、規制アービトラージの可能性が生じる点を指摘する<sup>9</sup>。また、国際会計基準(IFRS) 米国会計基準(U.S. GAAP) 日本の会計基準といった国際的な会計基準の相違も考慮する必要があることを指摘している。

# 2 . HLA の適用方法

IAIS による保険コア・プリンシプルは、ソルベンシーの是正措置を発動する目標資本要件 (prescribed capital requirement; PCR)を規定しており、ソルベンシーの水準がそれ以上であれば資本充足の点で監督当局が介入することはない。PCR は最低資本要件 (minimum capital requirement; MCR)より前に設けられるトリガーであり、IAIS は HLA を適用する際の基準として PCR が利用できるとしている<sup>10</sup>。G-SIIs の破綻またはストレスの状況に陥るグローバルな金融システムおよび経済への負の外部性を踏まえて、HLA はより高い PCR として設定される。具体的には、現行の各国・地域のソルベンシーの枠組みにおいて、HLA は各国規制下で求められる PCR の概念に最も近い資本要件に対して、HLA アップリフトとして上乗せされる。

## a) ステップ1:ターゲット HLA

G-SIIs が非伝統的・非保険業務を伝統的保険業務から実効的に分離(ストラクチャー上および金融の面で自立を達成)したことが証明された場合、ターゲット HLA は非伝統的・非保険業務を行う分離されたエンティティに対して適用される。IAIS は、ターゲット HLA は追加的な資本バッファーであり、保険会社の非伝統的・非保険業務のコストを上昇させるものであるとする。また、ターゲット HLA は保険ビジネスにおいてシステミック・リスクをもたらす業務に直接的に働きかけ、システミック・リスクがより小さい業務を行うインセンティブをもたらすと述べる。

具体的には、非伝統的・非保険業務のうちバンキングまたはバンキング類似の業務については、銀行子会社か否かにかかわらず、ターゲット HLA はバーゼル のルールに従ってリスクアセット比で最低 1%の水準が要求される<sup>11</sup>。IAIS は、バーゼル が利用できる場合は、同じ業務には同じルールが適用されるようにし、規制アービトラージを避けるようにする必要があることを指摘するとともに、レベル・プレイング・フィールド(公平な競争条件)が確保されるよう異なる国の間で同じ業務には同じ基準が適用されるべきであるとする。

<sup>1</sup> 国際的に共通のソルベンシー規制は存在しないが、IAIS は 2011 年 11 月に ComFrame におけるソルベンシー評価の資本要素として、測定目的のためのクライテリアおよび対象期間を規定する部分的に調和が図られた基準およびパラメーターを設定することを決定している。

<sup>10</sup> IAIS は、多くの法域で、 PCR に抵触した場合には資本の回復を求めるソルベンシー・プランが要求され、 MCR に抵触した場合にはファイナンシング・プランが要求され、 資産負債比率に抵触した場合には再建計画 が要求され、 MCR と資産負債比率の双方に抵触した場合には清算計画が要求されるという4つのトリガーを 備えた枠組みが整っているとしている。

<sup>11</sup> バーゼル委員会は、G-SIBs に特定された銀行に対して、最低 1.0%の資本サーチャージを要求している。

一方、その他の非伝統的・非保険業務については、業務の性質、保険コア・プリンシプルやその他の適切な規制における基準に基づいて適切なルールを適用することを監督当局が決定することになる。IAIS は、2013 年末までに HLA の具体的な政策措置として、監督当局用のガイダンスを策定する予定を明らかにしている。

# b) ステップ2:グループ全体 HLA

ステップ 2 では、グループ・レベルで必要となる HLA の全体的評価が行われる。ステップ 1 のターゲット HLA が適用されている場合には、HLA がマルチプル・ギアリングではない場合に限って分離されたエンティティにおける HLA が考慮され、エンティティの分離が行われている事実が評価される<sup>12</sup>。グループ全体の HLA の水準は、理想としては合意されたベンチマークに照らして、G-SIIs 破綻に伴って予想される影響を削減するものとして決定される。G-SIIs 破綻の影響の程度と非 G-SIIs の影響の程度がイコールになるまで破綻確率を引き下げるよう HLA の水準を決定するという考え方である。もっとも、当該アプローチについて IAIS は、正確な評価をするための十分なデータがないため、短期間で実現可能になるとはみていないと説明している。

## c) HLA アップリフト

ソルベンシー規制と会計基準の法域間における相違が HLA アップリフトを決定する際の問題を複雑にするため、IAIS としては、資本測定とバランスシート測定の取り扱いに関して一定の整理をしている。

資本の測定に関しては、既存の各国・地域のソルベンシー規制の枠組みをベースとする。 具体的には、各国・地域のソルベンシー規制において最も PCR に近い資本要件を利用し、 G-SIBs に対する資本サーチャージとの比較から、PCR に対して 10%から 30%の範囲で設 定される可能性を指摘している<sup>13</sup>。当該手法について IAIS は、取り扱いの容易さと HLA アップリフトの基準となる PCR との一貫性があることをメリットとして挙げている。一方 で IAIS は、当該手法に関して以下のデメリットを指摘する。

- グループ全体の HLA のベースラインが異なるため、各国・地域の枠組みの下、どの 業務が考慮されているか、業務の主要な部分がより高いまたはより低い資本要件の下 に置かれているかによって、歪みが生じる可能性があること
- 各国・地域の枠組みを足し合わせると不十分な資本または逆に過剰な資本となる可能 性があること

12 金融コングロマリットでは資本が複数の金融子会社で利用されることがある。マルチプル・ギアリングとは同じ自己資本がリスク・バッファーとして 2 つ以上のリーガル・エンティティで利用されている状況を指す。

 $<sup>^{13}</sup>$  その根拠として IAIS は、システム上の重要性が最も低い G-SIBs については、リスクアセット比 7% (= コモンエクイティ Tierl 最低基準 4.5% + 資本保全バッファー2.5%) の資本ベースに対して 1%が上乗せされることを前提とすると、G-SIIs の HLA の水準は、PCR が 100%の場合には G-SIIs に対する上乗せは PCR の 14%に相当すると説明する。一方、G-SIBs に対して 2%の上乗せが求められる場合には、PCR の 28%に相当するとしている。

● 多くの国・地域の枠組みでは、非伝統的・非保険業務の取り扱いをほとんど考慮して いないか、まったく考慮していないこと

一方、バランスシートの測定については、資本を除く一方で、オフバランス項目を含むバランスシート総額を利用することが提案されており、HLA アップリフトはバランスシート総額に対する比率(%)で要求されるとする。IAIS は、バランスシート総額を算定する際には、保険契約準備金や関連資産を削減することに対して負のインセンティブを与えるため、保険資産および保険負債を適切な方法で控除すべきかどうか、またどのように控除すべきかを検討すべきとしている。

バランスシート総額を利用することについては、 よりグローバルなアプローチであること、 米国会計基準と日本会計基準が IFRS との間のコンバージェンスを実現した場合、 G-SIIs 間の比較可能性が向上すること、 規制資本の水準とは独立しており、そのため以前のアプローチよりも法域間の一貫性が得られることを挙げる。もっとも、当該アプローチに関して IAIS は、以下のデメリットも指摘している。

- 成熟したエコノミック・キャピタルの枠組みほどは正確ではないこと
- リスク・センシティブなものではなく、保険会社のリスク管理の枠組みとは整合的ではないこと
- 保険債務の計算における法域間の会計上の相違は、HLA アップリフトにおいて考慮すべき非一貫性をもたらすこと
- 当該アプローチは、より保守的な保険契約準備金を維持する保険会社を含むより健全 なバランスシートを有する保険会社にペナルティを与えることになること
- オフバランス項目を定義することが技術的に難しいこと

# 3 . HLA に含まれる資本商品

現在、保険セクターではグローバルに共通する資本の定義は存在しないが、保険コア・ プリンシプルは、以下のような資本のカテゴリーを例示している。

- 最も質の高い資本 常時、ゴーイングコンサーン・ベースおよび清算ベースで保険 会社の損失を完全にカバーすることができる永久資本
- 中位の質の資本 いくつかの最も質の高い資本の性質を有する一方、継続的にオペレーションを行う間に一定の損失吸収を提供し、保険契約者の権利に劣後する資本
- 最も質の低い資本 インソルベンシー(債務超過)の場合や清算時にのみ損失吸収を提供する資本

IAIS は、FSB の勧告に沿って、HLA のゴーイングコンサーンとしての性格を考慮すれば、HLA は保険コア・プリンシプルの定義による最も質の高い資本にすべきであると述べる。IAIS は、監督当局に対して最も質の高い資本を構成する資本商品が自らの法域に存在

するかどうかを確認することを求めている。

IAIS は、HLA の測定を詳細に検討し、2019 年から適用を図るために十分な移行期間の手当てを含む具体的な提案を2013 年末までに提示する方針を明らかにしている。

# . 今後の見通し

IAIS の市中協議文書は、特定された G-SIIs に対する政策措置として、保険セクターに関しても FSB のイニシアティブに基づく SIFIs 政策が適用されることを明らかにしたものである。IAIS が定める G-SIIs 政策は、伝統的な保険業務にはシステム上の重要性を認めておらず、非伝統的・非保険業務と相互連関性がシステミック・リスクの原因として認識している点が特徴である。

その点はすでに公表された指標ベース評価アプローチにおいて、非伝統的・非保険業務と相互連関性のウエイトが相対的に高く設定されている点でも確認できる。そして、今般明らかになった G-SIIs に対する政策措置においては、SRRP の策定を通じてシステム上の重要性をもたらす非伝統的・非保険業務については、伝統的保険業務を行うエンティティから分離させるとともに、分離した非伝統的・非保険業務エンティティに対してターゲット HLA という追加的な資本バッファーを要求する方針が示された。システミック・リスクの観点から非伝統的・非保険業に焦点が当てられている。

今後の注目は、まずは 2013 年 4 月までに特定される G-SIIs リストであろう。わが国の生命保険会社、損害保険会社がそこに含まれるのか含まれないのかがまずは注目される。その上で今般の市中協議文書で明らかになった G-SIIs に適用される政策措置がどのような着地となるかを確認する必要があるだろう。

特に、バーゼル委員会によるグローバルに共通の規制が存在する銀行セクターとは異なり、保険セクターにはソルベンシー規制を含めグローバルに共通の枠組みは存在しない。 IAIS がどの程度、国際的な適用の一貫性を図り、レベル・プレイング・フィールドの確保に努めようとしているのか、グローバルな枠組みとしての実効性の観点からも大いに注目されるところである。